

# おうちカンパニー住宅設備保証 利用規約

## 第1条 (目的)

- 1 おうちカンパニー住宅設備保証（以下「本保証サービス」という。）は、株式会社おうちカンパニー、おうちカンパニー住宅設備保証書（以下「本件保証書」という。）に記載された販売会社（以下「事業者」という。）及び本保証書に記載された保証会社（以下、事業者と保証会社を総称して「サービス提供者」という。）が共同・連帯し、これを運営・提供する。
- 2 本保証サービスに申し込んだ利用者（以下「利用者」という。）は、事前に指定した本保証サービスの対象設備（以下「対象設備」という。）に故障・トラブルが発生した場合、対象設備のメーカー保証書（以下「メーカー保証書」という。）に記載された内容及び以下の各条項の内容に定めるところに従い、サービス提供者によって本保証サービスを提供される。

## 第2条 (本保証サービスの提供期間)

- 1 本保証サービスの提供期間（以下「本件保証期間」という。）は、本件保証書に記載された期間（原則としてメーカー保証書に記載された保証期間終了日の翌日を起算日とし、本件保証書に記載された保証終了日をもって終了する）とする。
- 2 メーカー保証書に記載された保証期間中に初期不良等で当該メーカー又は販売店より代替品が提供された場合でも、本保証サービス期間は変更されないものとする。ただし、本件保証期間中であっても、メーカー保証書記載の保証期間中は当該メーカーによる保証をもって対応するものとする。

## 第3条 (契約の締結)

本保証サービスに係る契約は、利用者がサービス提供者の所定申込方法によりサービス提供者に対して申込みを行い、サービス提供者の所定支払方法により利用者がサービス提供者に対して所定費用を支払った後、サービス提供者から利用者に対して本件保証書を発送した時点で成立するものとする。

## 第4条 (本保証サービスの内容)

- 1 サービス提供者は、共同・連帯して、本件保証期間中に対象設備に発生した故障・トラブルに対する修理に関わる一連の作業につき、本件保証書に記載された内容の業務を提供する。
- 2 前項の定めにかかわらず、サービス提供者の判断により、対象設備を同等の代替品へ交換する場合がある。ただし、利用者は代替品のメーカー及び機種等の指定はできないものとする。
- 3 本保証サービスは対象設備の購入時の価格を本保証サービスの対象設備に対する上限額とする。

## 第5条 (本保証サービス料及び支払方法・改定)

- 1 本保証サービス料の支払方法は、サービス提供者の所定のとおりとする。
- 2 本保証サービスの提供期間中であっても、業務仕様の変更、業務内容の変更、租税公課の増減、市況または経済事情の変動その他やむを得ない事由が発生したときは、本保証サービス料は改定できるものとする。尚、本保証サービス料を改定する場合は、サービス提供者の適切な方法により、変更内容及び変更時期を事前に利用者へ通知するものとする。

## 第6条 (本保証サービスの終了)

以下の事項に該当する場合には、本保証サービスは終了する。

- (1)本件保証期間が終了した場合
- (2)本件保証期間終了前にサービス提供者に連絡なく、対象設備が第三者へ譲渡された場合
- (3)メーカーの破産、事業停止、部品・代替品の供給中止、その他対象設備に係るメーカーが自らの責任で対象設備の修理が不可能となったことを原因として、本件保証書に記載された本保証サービスが提供できなくなった場合（対象設備に故障が生じた際に修理が不可能な場合は、他社メーカーの新品同等品へ交換する。）
- (4)その他、利用者が本利用規約に定める事項を遵守しなかった場合
- (5)本保証サービスの提供が終了になった場合、いかなる理由でも、サービス提供者から利用者に対して金銭の払い戻し等の返金はないものとする。又、本保証サービス提供期間外で、万一、利用者よりサービス提供者への依頼でサービス提供者が修理を手配していた場合は、利用者はサービス提供者に対する修理代金の支払い義務が発生する。この場合、利用者はサービス提供者が定める方法で修理代金を支払うものとする。
- (6)本保証サービスを利用した累計金額が対象設備の上限額に達した時点でその対象設備への本保証サービスは終了するものとする。

## 第7条 (対象設備修理の依頼)

本件保証期間中に、対象設備の取扱説明書及び本体貼り付けラベル等の注意書きに従い正常に利用したにも関わらず、対象設備に故障が生じた場合、利用者は本件保証書に記載されたコールセンターに連絡をし、修理依頼をすることができる。

## 第8条 (報告義務)

- 1 利用者は次の事象が起きた場合、速やかにサービス提供者に報告を行わなければならない。
  - (1)本件保証期間終了前に、氏名又は連絡先（電話番号・住所・メールアドレス）に変更があった場合
  - (2)本件保証期間中に、利用者が自ら対象設備を交換した場合
  - (3)本件保証期間中に、利用者が本保証サービスに係る対象設備を第三者に譲渡した場合
  - (4)対象設備に対する代替品がメーカーより提供された場合
- 2 利用者が前項の報告を怠った場合、本件保証期間内であっても、サービス提供者は本保証サービスを遂行せず、又は本保証サービスに係る契約を解除することができる。この場合、利用者はサービス提供者に対し、名目の如何を問わず、いかなる金銭的請求もできないものとする。
- 3 前項に定める解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じるものとする。

## 第9条 (本保証サービスの適用外事項)

以下の事項に該当する場合、本件保証期間中であっても本保証サービスの対象とならないものとする。

- (1)利用者による本件保証書の提示がない場合（但し、利用者の保証対象物件と認識及び把握できる情報の提示及び入手ができればこの限りではない）
- (2)利用者がサービス提供者以外のメーカーや業者等に直接修理依頼をした場合
- (3)修理依頼を受けたサービス提供者が、故障・損傷・不具合・トラブル等（以下「故障等」という。）を確認できなかった場合
- (4)本件保証書に記載されている対象設備に係る情報と修理依頼のあった対象設備に相違がある場合
- (5)利用者による本保証サービス提供の依頼日がメーカー保証書記載の保証期間内の場合
- (6)対象設備の故障等が、対象設備の付属部品、周辺機器、アクセサリ、ソフトウェア等、対象設備自体以外の製品・部品・装置の故障等や相性に起因するものである場合
- (7)対象設備の部品交換を伴わない調整、また手直しなどの軽微な修理（設定、リカバリー、清掃など）の範囲に該当する場合

- (8)対象設備の故障等が、対象設備の取付工事に起因する場合
- (9)代替品を提供する場合に要する足場費用、クレーン車代等の特殊な工事費用、並びに被代替品のリサイクル費用、対象設備のデータ復旧・復元に係る一切の費用
- (10)対象設備を製造したメーカーの責に起因した故障等が生じた場合
- (11)本利用規約又は本保証書に定められた手続き以外で本保証サービスの提供を依頼した場合
- (12)通常使用に支障がない範囲における経年劣化によって対象設備に故障等が生じた場合（自然故障が対象であり、経年劣化は対象外となる。）
- (13)本保証サービスの提供依頼が、本保証期間の終了後に行われた場合
- (14)対象設備が設置された後の設置場所の移動、落下などによって対象設備に故障等が生じた場合
- (15)対象設備に付属する説明書などで指定された使い方に従わずに対象設備を使用した結果、同設備が故障等した場合
- (16)対象設備のメーカーがリコールを行った後の同リコールに該当する対象設備の故障等が発生した場合
- (17)対象設備の維持・管理の不備（対象設備のメーカーが定める定期清掃など含む。）により故障等が生じた場合
- (18)利用者の故意過失により対象設備に故障等が生じた場合
- (19)戦争・動乱・暴動・天災地変等により対象設備に故障等が生じた場合
- (20)対象設備の故障等に係る申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合
- (21)詐欺・横領等の犯罪によって対象設備に故障等が生じた場合
- (22)利用者が本保証サービスに係る対価その他の債務の支払いを現に怠っている場合

#### 保証の適用除外事項

以下の事項に該当する場合には、本保証は適用されないものとする。

- (1)利用者又は第三者の故意若しくは過失又はメーカー保証の対象外である加工、改造、修理、設置、工事若しくは清掃に起因する故障及び障害。
- (2)取扱説明書、注意書に記載している取扱方法とは異なる不適切な使用（管理の不備、改造行為、増設、電池漏洩等）等、取扱いが不当であることに起因する故障及び損害。
- (3)対象設備以外の工事箇所が原因の故障及び損害（電線、電源、配管等に起因する故障及び損害等）。
- (4)メーカーが定める想定された用法を超える過酷な使用に起因する故障及び損害（船舶への搭載、高温、高湿度等の特殊な環境での使用を含む。）。
- (5)破損、破裂、火災、落雷、異常電圧、水濡れ、地震、その他天災地変等の外部要因事由に起因する故障及び損害（清掃ができないことを起因とする部品交換を含む。）。
- (6)水害、公害、塩害、ガス害及び異常環境（水質、水圧、電圧）等の外部要因事由に起因する故障、腐食及び損害。
- (7)消耗品類（焼き網、バッテリー、フィルター類、パッキン、ガスケット等）又はメーカーが指定する消耗品の交換。※ただし、利用者が交換を行うことが困難な減圧弁、圧力弁等の交換は保証対象とする。
- (8)対象設備に取り付け可能な部品、装置（床暖房等）の故障及び損害、本製品に取り付け可能な部品、装置に起因する故障及び損害。
- (9)メーカー指定外の消耗品の設置又は使用に起因する故障及び損害。
- (10)消耗品単体の故障及び損害。
- (11)対象設備購入後の取り付け場所の移動、輸送時の落下、振動及び衝撃等、取り扱いが不適当なために生じた故障及び損害。
- (12)利用者が対象設備を保有しておらず、本製品の状態が確認できない場合。
- (13)経年変化あるいは使用損耗により発生する現象で、通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に相当するもの（外装品、塗装面、メッキ面、樹脂部分、スプリング等のヘタリ、自然退色、劣化、錆、腐食、カビ変質、変色、その他類似の事由等）。
- (14)対象設備の機能及び使用の際に影響の無い損害（外観、傷、液晶の画面焼けやピクセル抜け及び輝度低下を含む。）。
- (15)メーカーがリコール宣言を行った後の、リコール部品及びリコール部位に起因する対象設備の故障及び損害。
- (16)対象設備の仕様、構造上の欠陥又は本来的性質に基づく制限、不具合、不利益等。
- (17)対象設備の付属部品、アクセサリ、周辺機器等の本製品以外の製品の故障、増設機器等の相性に起因する故障及び不具合。
- (18)サービス提供者が本保証サービスの依頼を受けた対象設備の点検・診断を実施した結果、サービス提供者が故障の存在を確認できなかった場合。
- (19)本保証サービスの対象外に起因する故障であることが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見積費用等。
- (20)部品交換を伴わない調整、手直し修理、保守、点検、検査、作業等（清掃、リカバリー、設定、ソフトウェアアップデート、更新等で完了する場合）。
- (21)利用者自身で付加されたラベル・シート・カバー類、塗装・刻印等を元の状態に復旧する費用。
- (22)本保証サービス以外の保証（対象設備のメーカー保証、部品毎のメーカー保証等）及び保険の制度により補償を受ける又は受けた場合。
- (23)サービス提供者を経由せず、修理を依頼した場合、対象設備を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの保証修理依頼。
- (24)国又は公共団体の公権力の行使に起因する故障及び損害。
- (25)核燃料物質若しくは核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障及び損害。
- (26)戦争（宣戦の有無を問わず）、外国の武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事変に起因する故障及び損害。
- (27)対象設備の損害に係る申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合。

#### 第10条（解約・継承）

- 1 利用者が本件住宅を第三者に譲渡する場合（相続や贈与等による譲渡を含む。）、利用者は本規約第11条の規定に基づき、継承手続を行わなければならない。
- 2 当該物件に関し、第三者により差押え等の法的措置等がなされた場合、本保証サービスは即時終了する。

#### 第11条（譲渡等による継承）

利用者が本件住宅を第三者に譲渡する場合（相続や贈与等による譲渡を含む。以下同じ。）は、譲渡の日から3ヶ月以内にサービス提供者又は本保証書記載のコールセンターに文書等で通知することにより、本件住宅の譲渡先に関する情報を明らかにしたうえで、本保証期間の残存期間において、継承手続きを行わなければならない。

#### 第12条（個人情報）

- 1 サービス提供者は、利用者から提供された個人情報等（以下「個人情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって保管・使用し、本保証サービスを提供する。
- 2 サービス提供者は、本保証サービスを提供する目的において、以下の場合に限り、サービス提供者の責任において、本保証サービスに係る協力会社（メーカー・修理会社・金融機関等）・保険会社等（以下「本件協力会社」という。）へ利用者の個人情報を提供することができる。
  - (1)代替品の提供を含む本保証サービスの提供において、サービス提供者と本件協力会社との間において個人情報を共有する必要が生じた場合
  - (2)本保証サービスに係る損害保険会社との保険契約の締結、保険金の請求その他の保険契約に関する手続のために個人情報の提供が必要となる場合

- (3)本保証サービス又は本保証サービスに付随したサービスに関し、それらサービスの品質向上を目的として、利用者にアンケート等のヒアリング調査を実施並びにそれらサービスに関するキャンペーンを実施する場合
  - (4)サービス提供者から利用者に対して本保証サービスに関する連絡、報告等をする場合
- 3 サービス提供者は、個人情報の取扱に関し、その全部又は一部を委託する場合がある。
  - 4 サービス提供者は、個人情報を利用者の同意なしに第三者へ提供しない。

#### 第13条（免責）

- 1 サービス提供者は、本保証サービスに関し、第三者からの損害賠償請求に基づく損害、その他、間接損害（事業の中断・停止、機会損失など）や特別損害、生命身体に関する損害並びに利用者又は第三者の所有物に係る損害について、一切の責任を負担しない。ただし、サービス提供者の故意又は重過失に基づく損害についてはこの限りでない。
- 2 本保証サービスは、メーカーの保証期間を免責期間とする。

#### 第14条（反社会的勢力の排除）

- 1 サービス提供者又は利用者は、それぞれ相手方に対し、以下の各号を確約する。
  - (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
  - (2)自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
  - (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本保証サービスに関する契約を締結するものではないこと。
  - (4)本件保証期間中に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - ア 相手に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
  - (5)自らが、反社会的勢力に属しなくなった時から5年を経過しない者ではないこと。
- 2 サービス提供者は、利用者が前項各号の定めに違反したことが判明した場合、何ら催告することなく、本保証サービスに関する契約の一切を解除することができるものとする。

#### 第15条（本規約の変更）

- 1 サービス提供者は、法令に反しない限度において本規約を変更することができる。なお、本規約変更後に本保証サービスに申し込んだ利用者には、変更後の本規約が適用される。
- 2 前項に基づき本規約を変更する場合は、サービス提供者のホームページへの掲載その他適切な方法により、変更内容及び変更時期を事前に利用者へ通知するものとする。

#### 第16条（補足）

- 1 故障並びに損害の認定等についてサービス提供者と利用者との間で見解の相違が生じた場合、サービス提供者は、中立的な第三者の意見を求めることができる。
- 2 利用者は、本保証サービスに申し込んだ時点で、本規約に同意したものとする。

#### 第17条（合意管轄）

本規約に関連して発生したサービス提供者と利用者との間の一切の紛争については、訴額の如何にかかわらず、サービス提供者の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

おうちカンパニー住宅設備保証 利用規約 2023年1月1日より適用